

札幌市議会陳情取扱要綱

制定 令和 6 年 6 月 20 日

(趣旨)

- 陳情の取扱いについては、法令、札幌市議会委員会条例（昭和 31 年 8 月 30 日条例第 24 号）又は札幌市議会会議規則（昭和 31 年 8 月 30 日市議会規則第 1 号）に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

(形式)

- 陳情は次のような形式により提出しなければならない。
 - 邦文を用いた文書により行うこと。
 - 陳情書には、趣旨、提出年月日及び提出者の住所を記載し、提出者が署名し、又は記名押印するとともに、陳情書と明記すること。
 - 提出者が 2 人以上の場合は、代表者を定めること。定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。
 - 提出者が法人の場合は、その所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印すること。
 - 法人にあらざる団体（権利能力なき社団）については、代表者の名において提出すること。
 - 内容が 2 以上にわたる場合は別書すること。別書しがたい場合は、事項を明確に区別すること。
 - 陳情は議長あてに提出すること。

(提出方法)

- 陳情書の提出は郵送、持参又は札幌市議会のホームページの申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）により行うものとする。なお、2(2)及び(4)における署名又は記名押印については、申請フォームによる提出の場合は記名とする。

(受理)

- 陳情は、会期中、閉会中を問わず、議長において受理する。
- 議長は、受理した陳情については、陳情書の複製等を議員に配付する。

(法令等又は公序良俗に反する行為等に係る陳情)

6 議長は、受理した陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、委員会付託に適さないものとして、各会派に意見を聴取し陳情書の複製等を議員に配付しないことができる。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかになるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの
- (6) 市の事務に關係しない事項についての行為を求めるもの
- (7) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの
- (8) その他議長が適当でないと認めるもの

(委員会付託)

7 議長から配付された陳情書の複製等のうち、各会派において委員会付託が必要と判断する陳情については、各会派間で協議を行うこととする。

8 会派間協議の結果、委員会付託が必要と確認された陳情については、議長へ報告するものとする。

9 前項により議長へ報告された陳情のうち、委員会付託が必要と議長が判断した陳情については、関係の常任委員会又は議会運営委員会に付託し、付託先の委員会の委員長に対し「委員会付託書」を送付する。

10 議長は、委員会への付託が決定した陳情書の写しを議員に配付する。

11 議長は、委員会への付託が決定した陳情の提出者に対し、関係の委員会に付託した旨を通知する。

12 付託する陳情の内容が2以上の委員会（議会運営委員会を含む。）の所管事項に属する場合は、2以上の陳情が提出されたものとみなし、それぞれ所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

13 付託する陳情の1つの事項が2以上の委員会（議会運営委員会を含む。）の所管事項に属する場合は、その内容により主として関係のある常任委員会

又は議会運営委員会に付託する。

14 陳情について、委員長の申し出に基づき、議長において付託替えをすることができる。

(取下げ)

15 陳情は、陳情者の申し出により議長の許可を得て取り下げることができる。

(審査)

16 委員会は、付託された陳情を速やかに審査するものとする。

(審査結果の報告及び決定)

17 委員会は、陳情の審査が終了したときは、委員長名で議長あてに陳情審査結果報告書を提出するものとする。

18 議長は、陳情審査結果報告書を受領したときは、これを委員長報告として本会議で報告させるものとする。

19 議長は、本会議に報告した陳情については、その結果を提出者に通知するものとする。

(事務処理)

20 議長は、陳情について陳情受理付託番号整理簿に、原則として提出された順に番号を付し記入整理する。

21 陳情番号は、議員の任期の初日に始まり、任期末日に終わる。

22 受理した陳情書は、議長の決裁により、受理番号、件名及び付託委員会等を決定する。

23 提出者が2人又は2団体以上の陳情については、代表者ほか何人又は何団体と記載することができる。

24 完了した陳情書は、議会事務局内において保管する。

25 陳情の取下げ願の提出があった場合は、当該陳情にこれを添付して、議長の決裁を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。